

公立大学法人兵庫県立大学経済学部規程第1号

経済学部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学学則（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第75号。以下「学則」という。）に基づき、兵庫県立大学経済学部（以下「本学部」という。）の教育課程及び履修方法等に関して必要な事項について定めるものとする。

(専決事項の規定)

第2条 公立大学法人兵庫県立大学決裁規程（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第6号）第4条に規定する専決事項として経済学部長（以下、「学部長」という。）が専決するものについて、この規程においては、学部長が許可又は決定を行うものとして規定する。

(学部における教育研究上の目的)

第3条 本学部は、グローバル化し複雑化していく現代社会の要請に応える経済学を体系的に提供するとともに、経済学を中心とした学際的なアプローチによって、人間社会の変容を総合的に分析し、現代社会の抱える問題をつかみ、その解決策を見いだす人材を育成することを目標として、次のとおり国際経済学科、応用経済学科ごとに特色ある教育研究を推進するものとする。

- (1) 国際経済学科においては、経済学の分析手法及び国際経済に関する基本的知識を体系的に提供することをもって、各国・地域の歴史・文化・制度等多様な側面から社会の実体を把握したうえで新しい時代を切り開いていくことのできる国際的なエコノミスト並びに国際的教養及び視野をもってグローバルに活躍できる人材を育成することを目標として、教育研究を推進する。これとともに、国際キャリアコース（International Career Course: IC コース）（以下、「国際キャリアコース」という。）を置く。このコースは世界に飛び立ち国際的に活躍する「国際キャリアパーソン」を育成するために設置し、実践的な英語コミュニケーション能力、確固とした経済学の専門知識と分析能力、異文化環境を理解し対応する能力の修得を目標とする。
- (2) 応用経済学科においては、経済学の分析手法及び「地域」・「環境」・「公共」・「情報」の各分野に応用するための基礎的知識並びに技能を体系的かつ総合的に提供することをもって、理論及び現実のバランスを重視しながら社会実践における問題発見・分析力及び問題解決のための政策立案力をもつ人材を育成することを目標として、教育研究を推進する。

(授業科目)

第4条 授業科目は、全学共通科目、専門関連科目、専門教育科目及び教職課程科目とする。

(全学共通科目)

第5条 全学共通科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第1に定めるところによる。

(専門関連科目)

第6条 専門関連科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第2に定めるところによる。このほか、必要に応じて2単位又は4単位の特殊講義を開くことがある。題目の異なる特殊講義は、それぞれ別個の講義とみなす。

(専門教育科目)

第7条 専門教育科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第3に定めるところによる。このほか、必要に応じて2単位又は4単位の特殊講義を開くことがある。題目の異なる特殊講義は、それぞれ別個の講義とみなす。

(教職課程科目)

第8条 教職課程科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第4に定めるところによる。

第8条の2 削除

(学科選択)

第9条 本学部生は第2年次において国際経済学科又は応用経済学科への所属を選択するものとする。

(単位の計算)

第10条 学則第11条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による専門関連科目、専門教育科目及び教職課程科目の単位の計算については、次の基準のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習等については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習又は実習等のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準をもって単位を計算するものとする。

(研究演習履修要件)

第11条 本学部生が研究演習を履修するためには、本学部に2年以上在学し、英語1年次必修科目4単位、統計・情報科目2単位、基礎演習4単位、専門教育科目(ミクロ経済学、マクロ経済学、基礎経済学のいずれかとする。)4単位を含む42単位以上を修得しなければならない。

2 編入学又は転学部を許可された者は、編入学又は転学部以前の在学期間を前項の研究演習履修要件の期間に算入することができる。

(卒業)

第12条 学生は、卒業するためには、別表第1から別表第3までに定めるように卒業所要単位130単位以上を修得しなければならない。

- 2 本学に3年以上在学し、早期卒業を希望する学生は、所定の期日までに学務所管課に早期卒業願を提出することができる。
- 3 早期卒業願提出者について、教授会の意見を聴いた上で、学部長が適格と判断した場合に、早期卒業認定をすることができる。
- 4 早期卒業に関する事項は、別に定める。

(履修科目の登録)

第13条 学生は、履修しようとする授業科目については、毎学年の所定の期日までに履修登録をしなければならない。

- 2 合格した科目については、再び履修科目の登録を行うことができない。
- 3 各学期において履修科目の登録を行うことのできる単位数は24単位以内とする。ただし、健康・スポ

一つ科学演習、経営学部以外の他学部科目及び教職課程科目のうち卒業の要件に含まれない科目は、この単位数に含まない。単位数の計算は、通年科目にあつてはその単位数に2分の1を乗じて得た数を当該科目の単位数として行う。

4 前項前段の規定は、第4回生以上の学生には適用しない。

(他学部又は他学科の授業科目の履修)

第14条 学生は、他学部における授業科目を履修しようとするときは、他学部授業科目履修許可願（様式第1号）を学務所管課に提出し、学部長の許可を得なければならない。ただし、経営学部において語学及び演習を除く授業科目を履修しようとするときはこの限りでない。

2 学部長は、前項の規定による授業科目の履修に係る許可をする場合にあっては、関係学部長に協議しなければならない。

3 前項の規定により本学部の授業科目を履修したものとして認定することができる単位は、別表第3に定める自由選択の単位数を超えるものについては、教授会の意見を聴いた上で、学部長が相当と認める場合に限られる。

(法学に関する科目)

第15条 学生は、別表第5の経営学部に関する法学に関する科目の単位を修得した場合、自学科に属する専門教育科目の単位を修得したものとみなす。

(入学前の既修得単位の認定)

第16条 学則第15条第1項の規定による既修得単位の認定は、学部長が教授会の意見を聴いた上で、決定する。

2 前項の規定により本学部の授業科目を履修したものとして認定することができる単位数は、学則第14条第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(資格・検定試験の単位の認定)

第17条 学部が認定した資格・検定試験を合格した者、または一定の成績を修めた者に対して所定の単位を与える。

2 詳細については資格・検定試験の単位認定に関する規程に定める。

(受験資格)

第18条 外国語及び演習にあつては、本学部生の出席を記録し、授業時数の3分の2以上の出席をしない者は、当該科目の受験資格を失うものとする。

(試験)

第19条 学則第12条に基づき、所定の単位を認めるために試験が行われる。試験は原則として前期及び後期の末に行う。

2 科目に応じて、必要があると認められる場合は、学部長が教授会の意見を聴いた上で、試験の繰上げ実施を行い、また臨時的試験を行うほか、平常の成績又は報告をもって試験に代えることができる。

(成績)

第20条 授業成績は、試験の結果及び日常の学習状況を総合して、次の基準により評価する。

- (1) 成績は100点満点とし、60点以上をもって合格とする。
- (2) 合格した科目には所定の単位を与える。
- (3) 合格した科目の成績は、S、A、B及びCの評語をもって表し、その区分及び評価の基準は次のとおりとする。

標語	区分	評価の基準
S	90点以上	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
A	80点以上90点未満	到達目標を十分に達成できている優れた成績
B	70点以上80点未満	到達目標を達成できている成績
C	60点以上70点未満	到達目標を最低限達成できている成績

- 2 合格した科目については、再評価しない。
- 3 休学期間中に開講されている科目については、その単位を認めない。
- 4 認定をもって評価を表す科目は、別に定める。

(研究演習)

第21条 本学部生は第3年次及び第4年次の2年にわたって研究演習を履修するものとし、授業は週2時間8単位とする。ただし、履修状況が著しく不良と認められたときは、引き続きその演習を履修することができない。

- 2 研究演習は専門教育科目16単位をもって代替することができる。
- 3 研究演習における研究成果は第4年次において学士論文として作成し、12月20日までに提出しなければならない。ただし、第4年次を超える前期終了時に、研究演習履修期間が休学期間を除き、通算2年となる者は、6月30日までに提出することができる。提出期日が土日祝日にあたる場合は、翌平日までに提出しなければならない。
- 4 研究演習8単位を専門教育科目に代替するには、研究演習を1年以上(協定に基づく留学を行う場合にあっては半年間)履修し、指導教員の指示又は承認を得て所定の期日までに届け出るとともに、その際指導教員が指定した専門教育科目の中から16単位以上を代替科目とすることができる。ただし、この届出については特別の事情がある場合は指導教員が行うことができる。
- 5 研究演習を履修した者のうち、特別の事情により翌年度指導教員の変更を必要とする者は、指導教員の承認を得たうえ、毎年4月の指定された日までに届け出なければならない。

(教員免許状授与の所要資格の取得)

第22条 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)による免許状を取得しようとする者は、同法及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に基づき、学則第28条に規定するもののほか、第8条に定める教職課程科目の単位を修得しなければならない。

- 2 本学部において取得できる免許状の種類及び免許の教科は次のとおりとする。

学科	免許状の種類	免許の教科
国際経済学科	高等学校教諭一種免許状	公民科、商業科
応用経済学科	高等学校教諭一種免許状	公民科、商業科

(編入学の入学資格)

第22条の2 学則第19条第3項に規定する編入学を希望するものに係る入学資格は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 大学を卒業した者であること。
- (2) 短期大学を卒業した者であること。
- (3) 高等専門学校を卒業した者であること。
- (4) 大学に2年以上在学し、退学した者であること。
- (5) 専修学校の専門課程（修学年限が2年以上であること、その他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を修了した者であること。
- (6) 外国において学校教育14年の課程を修了した者であること。
- (7) 前各号と同等以上の資格を有すると学部長が認めた者であること。

(転学)

第22条の3 学生は、学則第24条第1項に規定する他の大学への転学を希望するときは、転学許可願を所定の期日までに学務所管課に提出し、学部長の許可を得なければならない。

2 学生は、学則第24条第2項に規定する本学部への転学を希望するときは、転学許可願を所定の期日までに学務所管課に提出し、学部長の許可を得なければならない。

3 学部長は、前2項の規定について、教授会の意見を聴いた上で、相当年次に転学を許可することができる。

(転学部)

第23条 他学部へ転学部を希望する学生は、所定の期日までに転学部許可願（様式第2号）を学務所管課に提出しなければならない。

(転学部の出願資格、受入年次及び既修得単位の扱い)

第24条 本学部への転学部を希望する者に対しては、所属していた学部において通常の単位を修得し、優秀な成績を収めている学生に、教授会の意見を聴いた上で、学部長が本学部への転学部を認める。

2 転学部の出願資格については、2年次又は3年次とする。

3 転学部を許可された者の既修得単位については、教授会の意見を聴いた上で、学部長が相当と認めるものについて、本学部で修得したものとみなすことができる。

4 転学部生は転学部時に学科選択を行う。

(転学科)

第25条 転学科を希望する学生は、転学科許可願を、所定の期日までに学務所管課に提出しなければならない。

(転学科の出願資格、年次及び既修得単位の扱い)

第26条 転学科を希望する学生に対しては、第11条に定める研究演習履修要件を満たしている学生に、教授会の意見を聴いた上で、学部長が転学科を認める。

(国際キャリアコース)

第27条 国際経済学科に置く国際キャリアコースの履修等については、別に定める。

2 国際キャリアコースの修了要件は、別表第6に定めるところによる。

第27条の2 削除

(履修方法に関する経済学部規程への委任)

第28条 この規程に定めるもののほか、必要事項については経済学部の関係規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成25年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、この規程の規定にかかわらず、公立大学法人兵庫県立大学設立前の経済学部規則（兵庫県立大学経済学部規程第1号）の規定の例による。
- 3 前項に規定する者に対して、この規程の授業科目を履修させる必要が生じた場合の取扱いについては、教授会が定める。

附 則(平成26年3月19日改正)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。平成25年度以前の入学者については、従前の定めるところによる。
- 2 平成25年度以前の入学者は、共通教養科目として下記の科目を履修することができる。

授業科目名称	単位数	分野
文章表現論	2	文化

- 3 平成25年度以前の入学者は、課題別教養科目として下記の科目を履修することができる。

授業科目名称	単位数
社会と健康	2
人と健康	2
環境芸術論	2

附 則 (平成27年3月19日改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年1月20日改正)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月4日改正)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月19日改正)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月19日改正)

- この規程は、平成29年4月1日から施行する。平成28年度以前の入学者については、従前の定めるところによる。
- 平成28年度以前の入学者は、下記の科目を履修することができる。

区 分		授業科目名称	単位数
全 学 共 通 科 目	共通教養科目 文化	論理学	2
		日本文学	2
		芸術学	2
		文化人類学	2
	共通教養科目 社会	男女共同参画社会	2
	共通教養科目 自然	医療と工学のフロンティア	2
		生命倫理	2
		放射光科学のフロンティア	2
	共通教養科目	ヒューマンヘルスサイエンス	2
	課題別教養科目	兵庫県の行政	2
		地域プロジェクト概論	2
		地域社会とマネジメント	2
		地域資源マネジメント概論	2
		緑景観マネジメント論	2
		宗教概論	2
		日本文化論	2
		グローバルリーダー入門	2
		グローバルヒストリー	2
		グローバル市民社会論	2
社会特性と減災復興		2	
減災復興まちづくり		2	

- 平成27年度及び平成28年度の入学者は、課題別教養科目として下記の科目を履修することができる。

授業科目名称	単位数
地域課題実践演習（産学公連携）	2
地域課題実践演習（多自然地域再生）	2
地域課題実践演習（地域防災・減災）	2

附 則（平成30年3月19日改正）

- この規程は、平成30年4月1日から施行する。平成29年度以前の入学者については、従前の定めるところによる。
- 平成28年度以前の入学者は、課題別教養科目として下記の科目を履修することができる。

授業科目名称	単位数
地域気候と住環境	2

- 平成29年度の入学者は、地域課題探求科目として下記の科目を履修することができる。

授業科目名称	単位数
地域気候と住環境	2

附 則（平成31年3月19日改正）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学者は、全学共通科目として下記の科目を履修することができる。

区 分		授業科目名称	単位数	
自主自律支援科目		Introduction to Career Design	2	
教 養 教 育 科 目	人間性の 基盤教育 科目	人と文化	Japanese Literature	2
			World Literature	2
			Cultural Anthropology	2
		人と社会	Law	2
			Gender Studies	2
			Sociology	2
		人と自然	生命科学入門	2
			Nature and Life	2
			Statistics	2
	ひょうご 県大科目	地域課題探究 科目	Introduction to Regional Project	2
			Introduction to Community Planner	2
		グローバル教 育科目	Comparative Culture	2
			History of Japanese Thought	2
		防災教育科目	Disaster Resilience and Social Innovation	2
Urban and Regional Issues in Disaster Reduction			2	

（経過措置）

- 3 平成30年度以前の入学者の成績評価については、第20条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月12日改正）

この規程は、令和元年6月12日から施行し、平成28年4月1日から適用する。平成27年度以前の入学者については、従前の定めるところによる。